

令和5年 第1回峡南衛生組合議会臨時会  
会議録

令和5年12月21日 開会

令和5年12月21日 閉会

峡南衛生組合議会

・令和5年12月21日午前10時令和5年第1回峡南衛生組合臨時会が峡南衛生組合議場に招集された。

・出席した議員は次のとおりです。

1 番	深山光信	2 番	遠藤公久
3 番	佐野知世	4 番	新津千吉
5 番	伊藤雄波	6 番	伊藤達美
7 番	望月悟良	8 番	遠藤光宣
9 番	笠井雄一	10 番	望月十四朗
11 番	望月郁夫	12 番	米山久志

・地方自治法第121条の規程により説明のため会議に出席した者は、次のとおりです。

管理者	遠藤 浩
副管理者	辻 一幸
副管理者	望月幹也
副管理者	佐野和広
会計管理者	立川陽子
市川三郷町生活環境課長	丹沢宏友
早川町町民課長	齋藤通也
身延町環境上下水道課長	内藤哲也
南部町水道環境課	遠藤 成

・本会議に、職務のため出席した者は次のとおりです。

事務局長	水上武正
支 所 長	佐野彰紀
課 長	望月邦浩
主 事	望月義治

事務局長（水上武正 君）

開会に先立ち、相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いします。  
相互に礼。

一 同 : お願いします。

事務局長（水上武正 君）

ご着席願います。

議 長（米山久志 君）

それでは始めます。本日は、年末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り、第1回臨時会が開会できますことを心より御礼申し上げます。

本臨時会に付議されております案件は、議案第6号から議案第9号の4案件であります。それでは本日の会議が、慎重審議の中にもスムーズな議会運営ができますよう、特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和5年第1回峡南衛生組合議会臨時会を開会いたします。本臨時会に、管理者ほか関係者の出席を求めていますのでご了承願います。これより本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付したとおりにしたいと思いますので、ご了承願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、10番、望月十四朗君、11番、望月郁夫君を指名します。

日程第2、会期の決定について議題といたします。本件については、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長、6番、伊藤達美君。

議会運営委員長（伊藤達美 君）

ただいまの議長の命によりまして、議会運営委員会の報告をさせていただきます。令和5年第1回臨時会の会期につきましては、去る11月29日、議会運営委員会を開催をいたしまして、協議をいたしました。その結果、会期は本日1日とし、この後、議案第6号から議案第9号の上程・説明・質疑・討論を行い、採決をすることといたします。以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（米山久志 君）

ありがとうございました。お諮りします。本臨時会の会期については、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定することに、ご異議ありませんか。

一 同：異議なしの声あり)

議 長（米山久志 君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は議会運営委員長の報告どおり、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3、管理者あいさつ。管理者はご登壇ください。

管理者（遠藤浩 君）

令和 5 年第 1 回峡南衛生組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご参集賜り御礼を申し上げます。年末のお忙しいところ、臨時会でございます。一言ごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

今年も残すところあとわずかでございますけれども、峡南衛生組合の仕事も、多岐にわたっての労働ということでございます。無事に組合が年を越すことが、何よりも私どもは一番それを願っているところでございます。職員一同、無事に年を越すということが何よりも大事だというふうに思っております。組合一同、あと残された日を大事に、また、地域住民のために努力しながら、安全で事故がない年越しをしたいというふうに思っているところでございます。これからも議員各位には格段のご支援を、ご協力をお願い申し上げます。

今議会に提出をいたします案件は、条例改定 3 件、補正予算 1 件の計 4 件でございます。いずれも人事院勧告によるものでありますが、十分にご審議をいただき、ご議決あらんことをお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

議 長（米山久志 君）

日程第 4、議案第 6 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例についてから、議案第 9 号、令和 5 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。管理者より提案理由の説明を求めます。管理者、遠藤浩君。

管理者（遠藤浩 君）

それでは、議案第 6 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第 7 号、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 8 号、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、3 議案の提案理由を申し上げます。人事院及び山梨県人事委員会の勧告に伴い、各条例の一部の改正を行うものであります。

次に、議案第 9 号、令和 5 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 103 万 3 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、5億3,334万7千円とするものであります。

以上、4議案の提案理由を申し上げましたが、総務課長より詳細の説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（米山久志 君）

管理者の説明が終わりました。これより、議案第6号から議案第9号について、議案ごとに順次、詳細説明を求めます。説明の後、質疑、討論、採決いたします。

議案第6号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。総務課長、望月邦浩君。

総務課長（望月邦浩 君）

議案第6号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について内容説明させていただきます。

令和5年山梨県人事院勧告に伴い、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正するものであります。内容につきましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて、給与月額を改定。このことを踏まえ、今回の条例改正は、一般の職員の場合、俸給月額を、6ページ以降、新旧対照表のとおり改正するとともに、今年度12月期の期末手当は、現行1.20月から0.05月上げた1.25月とし、勤勉手当も、現行1.00月から0.05月上げた1.05月とするものであります。令和6年4月1日以降の期末・勤勉手当は、6月期および12月期それぞれを、現行より0.025月ずつ引き上げるものであります。

附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものであります。説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長（米山久志 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

一 同：異議なしの声あり。

議長（米山久志 君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

一 同：異議なしの声あり。

議長（米山久志 君）

討論がないようですので、討論を終わります。

議案第 6 号の採決を行います。議案第 6 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。したがって、議案第 6 号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 7 号、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。総務課長、望月邦浩君。

総務課長（望月邦浩 君）

議案第 7 号、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明させていただきます。

令和 5 年 5 月、地方自治法の一部が改正され、パートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができることとなりました。フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上は勤勉手当の支給対象であったものの、これまで総務省の『会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル』において、勤勉手当を支給しないことを基本とされていましたが、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに合わせ、令和 6 年度から、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員についても、対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきものとされました。

本組合においてもパートタイム会計年度任用職員が 2 名おりますが、これらの改正を踏まえ、令和 6 年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するものであります。このため、2 ページの新旧対照表のとおり勤勉手当を追加する内容となっております。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（米山久志 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

一 同：異議なしの声あり。

議長（米山久志 君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

一 同：異議なしの声あり。

議長（米山久志 君）

討論がないようですので、討論を終わります。

議案第 7 号の採決を行います。議案第 7 号、峡南衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。挙手、全員であります。したがって、議案第 7 号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 8 号、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。総務課長、望月邦浩君。

総務課長（望月邦浩 君）

議案第 8 号、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明させていただきます。

事務局長及び支所長の期末手当及び勤勉手当を、近隣施設と同様にするため改正するものであります。改定内容ですが、2 ページの新旧対照表で説明いたします。現在、事務局長及び支所長の期末手当の額は、給与月額額の 100 分の 100 ですが、峡南衛生組合職員給与条例の第 7 条の第 3 項を準用し、勤勉手当についても同様に、峡南衛生組合職員給与条例の第 17 条の 4 第 2 項第 2 号を準用するものであります。再任用職員と同様の掛け率を採用させていただきたくお願いするものであります。

資料 1 の裏面をご覧ください。議案第 6 号で改正したとおり、再任用職員の場合 (3) アの (ア) 及びイ (ア) を本年 12 月に改正し、6 年 4 月より、アの (イ) 及びイの (イ) の掛け率に変更となります。よって、事務局長及び支所長の期末勤勉手当は、6 月期及び 12 月期それぞれの、アの (イ) 0.6875 月と、イの (イ) 0.4875 月となり、合わせて 1.175 月となり、現在より 0.175 月の増となり、6 月期及び 12 月期、合わせて 0.35 月の増となります。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

事務局長（水上武正 君）

ただいま、総務課長のほうから説明がございましたけども、峡南衛生組合の給与条例の第 7 条の第 3 項って言いましたけど、すいません、第 17 条の第 3 項です。おわびして訂正いたします。申し訳ございません。

議長（米山久志 君）

ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

一 同：異議なしの声あり。

議 長（米山久志 君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

一 同：異議なしの声あり。

議 長（米山久志 君）

討論がないようですので、討論を終わります。

議案第 8 号の採決を行います。議案第 8 号、峡南衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。挙手、全員であります。したがって、議案第 8 号は原案どおり可決いたしました。

議案第 9 号について、詳細説明を求めます。総務課長、望月邦浩君。

総務課長（望月邦浩 君）

議案第 9 号、令和 5 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）について、内容をご説明いたします。今回の補正は人事院勧告によるものであります。

歳出からご説明いたします。予算書 6 ページをお開きください。歳出、2 款 1 項 1 目、一般管理費、2 節、給料、16 万 9 千円の増額。3 款 1 項 1 目、し尿処理費、2 節、給料から、3 節、職員手当等、18 万円の増額。3 款 1 項 2 目、ごみ処理費、2 節、給料から、3 節、職員手当等、42 万 1 千円の増額。5 款 1 項 1 目、南部一般管理費、2 節、給料から、3 節、職員手当等、19 万 2 千円の増額。5 款 1 項 2 目、南部し尿処理費、2 節、給料から、3 節、職員手当等、7 万 1 千円の増額。いずれも人事院勧告に伴い職員給与の増額をお願いするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。5 ページをお開きください。歳入、5 款 1 項 1 目、繰越金、103 万 3 千円を計上いたしました。説明は以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（米山久志 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

一 同：異議なしの声あり。

議 長（米山久志 君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。



一 同：異議なしの声あり。

議 長（米山久志 君）

討論がないようですので、討論を終わります。

議案第 9 号の採決を行います。議案第 9 号、峡南衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）について、原案賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。したがって、議案第 9 号は原案どおり可決いたしました。日程第 8、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し入れ書が提出されておりますので、議題といたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会の調査とすることにご異議ありませんか。

一 同：異議なしの声あり。

議 長（米山久志 君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。これをもちまして、令和 5 年第 1 回峡南衛生組合議会臨時会を閉会といたします。

事務局長（水上武正 君）

以上をもちまして全日程が終了いたしました。ありがとうございました。相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

一 同：ありがとうございました。